

## 後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

## 防災・治安分野

1. あらゆる主体が参画しながらまちづくりを実現していくまち	(1) 参加と協働の基盤づくり (2) 地域力の再生
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域での自立生活支援 (3) 健康
3. 子どもを共に育むまち	(1) 子どもの権利保障 (2) 子育て環境の充実 (3) 幼児教育 (4) 学校における教育 (5) 地域における教育
4. 多様性を尊重し合えるまち	(1) 多文化共生の推進 (2) 平和と人権の尊重 (3) 男女共同参画社会の実現
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	(1) みどりの創造と保全 (2) 環境の保全 (3) リサイクル・清掃事業の推進
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	(1) 魅力あるまちづくりの推進 (2) 魅力ある都心居住の場づくり (3) 交通体系の整備 <b>(4) 災害に強いまちづくりの推進</b> <b>(5) 安全・安心の確保</b>
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	(1) 都市の魅力による集客力の向上 (2) 産業振興による都市活力創出
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	(1) 文化によるまちづくりの推進 (2) 芸術・文化の振興 (3) 生涯学習・生涯スポーツの推進

# 基本計画

## 後期体系案と現体系比較表

(防災・治安)

後期基本計画体系案

現基本計画体系

【政策】	【施策】
6-4 災害に強いまちづくりの推進	①防災行動力の向上と連携 ②応急・復興を円滑に行う体制の整備 ③災害に強い都市空間の形成 ④総合治水対策の推進
<b>変更</b> 6-5 安全・安心の確保	①治安対策 ②交通安全対策

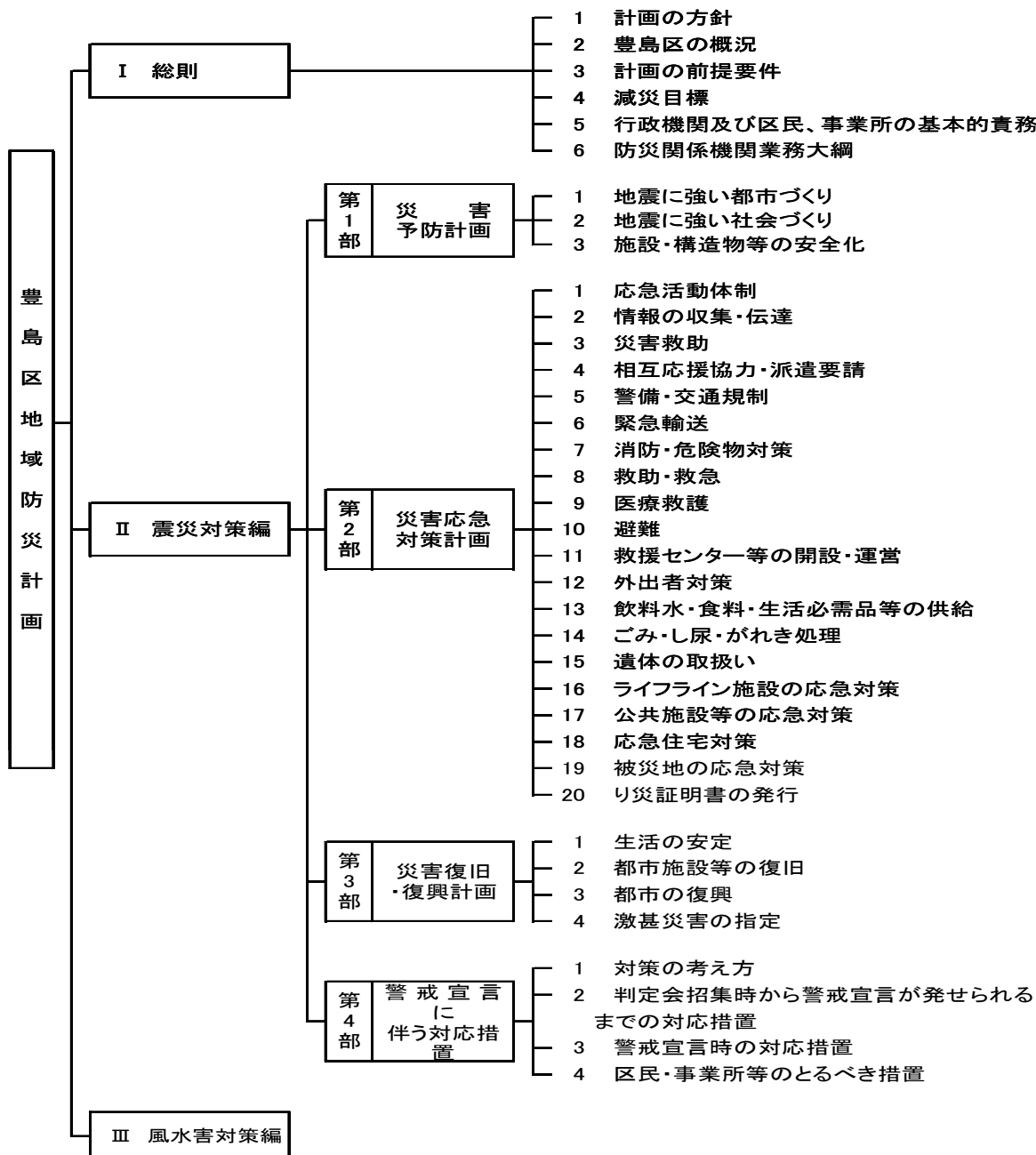
【政策】	【施策】
5-4 災害に強いまちづくりの推進	①防災行動力の向上と連携 ②応急・復興を円滑に行う体制の整備 ③災害に強い都市空間の形成 ④総合治水対策の推進
5-5 身近な安心と安全の確保	①治安対策 ②交通安全対策

※赤字は変更部分、赤丸は特に重要な変更部分

# 関連計画

## 地域防災計画

平成21年修正



地域防災計画は「災害対策基本法」に基づき策定されており、上位計画は、都の地域防災計画、国の防災基本計画となる。しかし、区の地域にかかる防災に関し、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、基本計画の目指す「安全・安心都市」実現のための基幹計画であるため、関連計画として示す。

後期基本計画体系案と現基本計画体系対比表

修 正 案	平 成 1 8 年 3 月 策 定 現 基 本 計 画	変 更 内 容 等
<p><b>(4)災害に強いまちづくりの推進</b>            区民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られる安心、安全の都市づくりをすすめます。また、区民生活を脅かすさまざまな災害等に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。</p> <p><b>①防災行動力の向上と連携</b>            「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成20年3月実施)」によると、区民の約35%が防災対策に力を入れてほしいと答えています。            今後、防災意識の普及啓発をすすめるとともに、「自らのまちは自らの手で守る」ため地域防災組織をより一層充実させていきます。            また、事業所と連携して池袋駅での混乱防止対策を推進するほか、防災ボランティアをはじめ各種ボランティア団体との協働や既存の地域防災組織との連携を強化し、地域の防災行動力の向上を図ります。</p> <p><b>②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備</b>            災害時に効率かつ効果的に応急活動を実施するため、災害対策本部機能や備蓄・防災資機材等を充実させるとともに、医療機関や消防・警察などの防災関係機関相互の連携を強化します。また、近隣自治体や地方都市との防災協定をすすめる、広域的な相互支援体制を構築します。            さらに、区内の各種団体との防災協定をすすめる、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制とともに、震災発生後の都市復興の手順を時系列的にまとめた「都市復興マニュアル」を整備します。</p> <p><b>③災害に強い都市空間の形成</b>            区内の住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く、4m、6m以上の道路が不足していることから、震災時の延焼による大規模火災が懸念されます。            災害による被害を最小限にとどめるため、木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。            また、地域区民の生命を守るため、避難道路や避難場所、救援センターの安全性の確保等に努めます。</p> <p><b>④総合治水対策の推進</b>            近年1時間に100ミリを超えるような集中豪雨による都市型水害が発生し、大きな被害をもたらしています。            そこで、河川等の整備や雨水流出抑制対策を総合的に推進し、治水機能の向上を図ります。</p>	<p><b>(4)災害に強いまちづくりの推進</b>            区民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られる安心、安全の都市づくりをすすめます。また、区民生活を脅かすさまざまな災害等に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。</p> <p><b>①防災行動力の向上と連携</b>            「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成17年3月実施)」によると、区民の約4割が防災対策に力を入れてほしいと答えています。            今後、防災意識の普及啓発をすすめるとともに、「自らのまちは自らの手で守る」ため地域防災組織をより一層充実させていきます。            また、防災ボランティアをはじめ各種ボランティア団体との協働や既存の地域防災組織との連携を強化し、地域の防災行動力の向上を図ります。</p> <p><b>②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備</b>            災害時に効率かつ効果的に応急活動を実施するため、災害対策本部機能や備蓄・防災資機材等を充実させるとともに、医療機関や消防・警察などの防災関係機関相互の連携を強化します。また、近隣自治体や地方都市との防災協定をすすめる、広域的な相互支援体制を構築します。            さらに、区内の各種団体との防災協定をすすめる、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制を整備します。</p> <p><b>③災害に強い都市空間の形成</b>            区内の住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く、4m、6m以上の道路が不足していることから、震災時の延焼による大規模火災が懸念されます。            災害による被害を最小限にとどめるため、木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。            また、地域区民の生命を守るため、避難道路や避難場所、救援センターの安全性の確保等に努めます。</p> <p><b>④総合治水対策の推進</b>            近年1時間に100ミリを超えるような集中豪雨による都市型水害が発生し、大きな被害をもたらしています。            そこで、河川等の整備や雨水流出抑制対策を総合的に推進し、治水機能の向上を図ります。</p>	<p>変更なし</p> <p>調査の最新結果を反映した。            新たに開始した「池袋駅周辺混乱防止対策」について追記した。</p> <p>変更なし</p> <p>変更なし</p>
<p><b>(5)安全・安心の確保</b>            安全・安心な都市に向け、区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。</p> <p><b>①治安対策</b>            区内では、犯罪発生件数が減少傾向にあるものの、ひったくり・侵入窃盗などの街頭犯罪のほか、万引き・置引き等の多発型犯罪が後を絶たない現状です。また、風俗営業等に絡む「客引き」などの有害環境が区のイメージに損失を与えています。            犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、地域区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。</p>	<p><b>(5)身近な安心と安全の確保</b>            日常生活における身近な安全や安心を確保するため、区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。</p> <p><b>①治安対策</b>            区内では、ひったくり、置き引き、侵入窃盗等の事件が多く発生し、区民の日常生活への不安が解消されない一方、「風俗無料案内所」が急増し、区のイメージにも損失を与えています。            犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、地域区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。</p>	<p>従前の「日常生活の身近な安全や安心の確保」だけでなく、「安全・安心都市」に向けた取り組みを目的とすることに変更した。</p> <p>区内の犯罪発生状況等の現状を踏まえた表記に変更した。</p>